

日刊建設工業新聞 購読とあわせてWebサイトをご利用ください。

オープンサイト
会員制サイト

http://www.decn.co.jp/

http://www.kensetsu-it.com/

お問い合わせ先

購読に関すること

TEL 03-3433-7152

FAX 03-3431-6301

広告に関すること

TEL 03-3433-7154

FAX 03-3431-6301

記事に関すること

TEL 03-3433-7161

FAX 03-3433-1042

情報お寄せください: mail-ed@decn.co.jp

日刊建設

所

論

諸

論

PFIに関して、「地方自治体に本来のPFI手法を活用するインセンティブが制度的にあるのか」と質問されることもある。次の2つのPFI関連の制度は、いずれも財政健全化に関するものであるが、これが自治体のPFI導入のインセンティブをなくしている可能性がある。

①「起債制限比率算出にあたっては、PFI事業における債務負担にかかるとる支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率計算の対象とする」

②「実質公債費比率について、平成19年6月14日付け総務省第150号総務省自治財政局地方債課長通知によると、PFIに関する施設整備費に相当する部分が、起債制限比率や実質公債費比率の算定に使われるため、結局のところ財政健全化には反することになってしまふ。自治体のPFI担



熊谷 弘志

クラウンエイジェンツ・ジャパン
官民連携アドバイザー

途上国に比べても劣る官民連携の遅れを取り戻せ

途上国に比べても劣る官民連携の遅れを取り戻せ。当者にしてみれば、PFI手法が活用できるのは、財政状況が健全な自治体のみだという結論に繋がってしまいかねない。

全国的自治体のうちPFI手法を活用した自治体は10%に満たないが、もし前述のような理由で、PFI手法が活用されていないのであるならば、それはPFI手法は割賦払いであると

海外では管財会社に、施設所有リスクを移転して、発注者のバランスシートからオフバランスにする手法はB2B(企業同士の取引)においても成立しており、適切なリスク移転による長期的な施設整備費削減として「フーレイトPFI(民間企業間のPFI)」と呼ばれている。日本経済を活性化させる

という誤解を与えたPFIの制度に問題がある。本来のPFI手法は、民間投資によって従来の公共がとっていたリスクを民間に移転し、民間のノウハウを活用したイノベーション(革新的な技術)やブレークスルー(従来の壁をぶち破る発想)の導入によって大幅なコスト削減をおこなう。その半分を民間の利益に、残りの半分を公共のV

必要のある義務にしてみれば、PFI手法を割賦払いに使うと、起債制限比率や実質公債費比率が悪化するよと当たり前のことを言っているにすぎない。しかしながら、民間に公共施設を所有するリスクを移転して財政健全化に役立つPFI手法が国内で普及していないために、PFIの導入・財政健全化となっていない可能性がある。

アジア諸国では、経済の活性化に資しているというインフラを整備するために海外からの投資が必要であるため、このようなリスク移転の仕組みを整備する競争を通じて海外からの民間投資を増やしている。

ためには、このようなこれまでにはリスクとして放置され、リスクが顕在化したときにはコスト化していたものを、民間のノウハウを活用して回避したり、緩和したりすることで生まれる新たなバリューを発注者と受注者のどちらかが享受するという仕組みが必要である。

アジア諸国では、経済の活性化に資しているというインフラを整備するために海外からの投資が必要であるため、このようなリスク移転の仕組みを整備する競争を通じて海外からの民間投資を増やしている。

割賦払いを利用したPFI手法は、税金の無駄遣いに繋がりが、財政健全化に反するものだ。本来の官民連携のインセンティブを生み出すことの出来るPFI手法に転換し、開発途上国から遅れている官民連携の状況を改善する必要がある。